

第44課 物権—所有権その1（所有権の概念）

人が物を直接支配する権利、すなわち「物権」の中で、「**所有権**」は最も典型的でかつ完全なものである。所有権は、物を自由に直接かつ排他的に支配できる権利であり、所有者は、法令の範囲内で所有物を自由に使用し、収益し、又は処分することができる（民法第206条）。例えば、ある物の所有者は、その物を自分で使ってもよいし（使用）、その物を誰かに貸して賃料を得てもよいし（収益）、その物を誰かに売ってしまったり、お金を借りるための担保にしたりしてもよいし、あるいは壊したり、捨てたりしてもよい（処分）のである。

所有権は絶対的な権利であると言われる。所有権の絶対性とは、所有者はその所有権を誰に対してでも主張することができることを意味する。所有権の絶対性は、特に近代法においては強調され、1789年のフランス人権宣言では所有権は神聖不可侵の権利であるとされ、法律によってしか（つまり単なる行政命令などでは）制限はできないものとされた。日本法もこの流れを汲んでおり、憲法は「財産権はこれを侵してはならない」（憲法第29条第1項）とし、民法第206条は、所有権は法律又は法律の委任を受けた命令をもってでなければ制限することはできないことを明らかにしている。

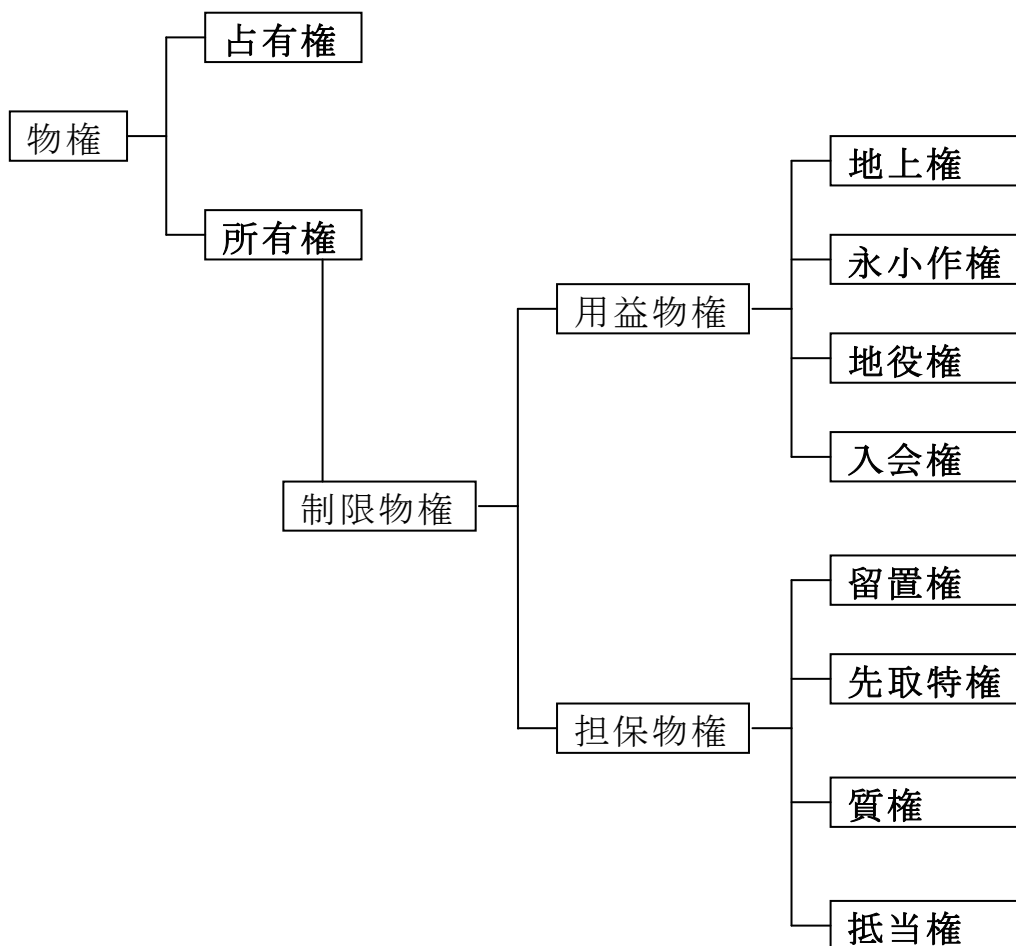
しかし、人が社会生活をする以上、所有者は、所有権があるからといって、その物について好き勝手なことを何でもしていい、ということにはならない。他人に迷惑を及ぼしたり、損害を加えたり、あるいは社会に危険を生じさせるような所有権の行使は許されない。つまり、所有権はあくまでも社会生活の中で適正に行使されなければならないのである。この様な観点から、公共の福祉に適合するように所有権の内容や行使を制限する法令は数多くあるし、特定の法令がなくても、所有権の行使が社会的な観点から認められるべきでない場合には、権利濫用（民法第1条第3項）として権利の行使が否定されるべきことは古くから判例で確立されている。

また、特に土地所有権に関しては、隣接する土地の所有権との調整が必要となる。そのため、民法は、第208条以下に、相当詳細な諸規定を置いて、隣接する土地同士の所有権行使のあり方などについて規制をしている。これらは、鋭く対立しがちな隣接地間の権利関係を円満に調整する為の規定であり、「相隣関係」についての規定、と呼ばれる。

1 重要語句

所有権

所有権は、民法で規定されている物権の中でもっとも基本的な権利であり、後で学ぶ、所有権と占有権以外の8種類の物権は、いずれも所有権の一部を別立てとして構成した権利であるといってもよい。例えば、「地上権」は土地を使用する権利であるが、これは土地を使用するという所有権の内容の一部を別の物権としたものと考えてよいし、「抵当権」は物の価値を把握する権利であって、やはり所有権の内容の一部を取り出して別の物権としたものと考えることができる。このような観点から、10種類の物権を整理してみると次のようになる。



最も右側の列にある地上権以下の各物権は、いずれも、ある物の上に設定されると、その物の所有権の権能の一部を制限することになるので、「制限物権」と呼ばれる。8種類の制限物権があるわけだが、このうち、専ら物の使用を目的とする権利を「用益物権」と言い、担保として物の価値を把握することを目的とする権利を「担保物権」という。これらについては後に解説する。